

第87回基本方針策定タスク 議事録（案）

1. 日 時：2025 年 9 月 16 日（火）13 時 30 分～15 時 50 分
2. 場 所：一般社団法人 日本電気協会 4 階 A, B 会議室（Web 会議併用）
3. 出席者：（順不同，敬称略）
出 席 委 員：齊藤主査(原子力規格委員会幹事/東京大学)，
阿部(原子力規格委員会委員長/東京大学)，
吉田(原子力規格委員会副委員長/日本原子力発電)，
大鋸谷(安全設計分科会幹事/関西電力)，山田(構造分科会幹事/中部電力)，
鶴田(原子燃料分科会幹事/東京電力 HD)，三浦(品質保証分科会幹事/中部電力)，
野元(耐震設計分科会幹事/日本原燃)，
笹木(放射線管理分科会幹事/日本原子力発電)，
竹本(運転・保守分科会幹事/日本原子力発電)，橘(日本電気協会)
(計 11 名)
代理出席者：なし (計 0 名)
欠 席 委 員：波木井（原子力規格委員会委員/元東京電力 HD） (計 1 名)
オブザーバ：なし (計 0 名)
説 明 者：なし (計 0 名)
事 務 局：高柳，中山，川口，浅見，景浦，美濃，上野，梅津，山崎(日本電気協会)
(計 9 名)
4. 配付資料
資料No.87-1 原子力規格委員会 基本方針策定タスク 委員名簿 2025 年 9 月 16 日現在
資料No.87-2 第 86 回基本方針策定タスク議事録（案）
資料No.87-3-1-1 規約類（規約，規約細則，活動の基本方針）の改定ポイントについて（案）
資料No.87-3-1-2 規約改定までの対応について（案）
資料No.87-3-2-1 委員倫理の充実に向けた取組の内容について（案）
資料No.87-3-2-1-参考 日本電気協会 原子力規格委員会 活動の基本方針_新旧比較表
資料No.87-3-2-2 倫理テキスト（改定案）
資料No.87-3-2-3 倫理テキスト付録 参考事例・参考情報集（案）
資料No.87-4-1-1 次回NUSCシンポジウム（テーマ：AI）の進め方（案）
資料No.87-4-1-2 第 10 回 日本電気協会 原子力規格委員会シンポジウム プログラム案(A I)
資料No.87-4-1-3 原子燃料及び炉心の高度化に関するシンポジウムについて
資料No.87-4-1-4 次回シンポジウムテーマ案と各分科会幹事殿のご意見
資料No.87-4-2-1 JEAC4201 追補版/JEAC4206 追補版 技術評価実施状況について
資料No.87-4-2-2 JEAC4601 技術評価実施状況について
資料No.87-4-3 2025 年度第 2 四半期各分科会活動報告

5. 議 事

事務局より，本会にて，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触するおそれのある活動を行わないことを確認した。また，今回のタスク会議は，Web 会議併用で進めることを説明し，議事が進められた。

次回基本方針策定タスクの事前説明を 2025 年 11 月 12 日(水)午前，本会議については 2025 年 12 月 16 日(火)午前を予定しており，各委員のスケジュール確保をお願いするとの話があった。

(1) 配付資料確認、定足数確認

事務局より、資料について事前送付しているとの説明があった。出席委員は、現時点で 11 名となっており、タスクグループ規約第 9 条（決議）より、決議に必要な条件（委員総数の 3 分の 2（8 名）以上の出席）を満たしていることを確認した。

(2) 前回議事録の確認

事務局より、資料 No.87-2 の前回（第 86 回）議事録の紹介があり、正式議事録とすることについて、会議を通して意見がなければ承認することになった。最終的には会議終了時に特にコメントはなく正式議事録とすることで承認された。

(3) 審議事項

1) 規約類（規約、規約細則、活動の基本方針）の改定の進め方について（議論）（審議）

事務局より、資料 No.87-3-1-1 に基づき、規約類（規約、規約細則等）の改定ポイントとして考えている箇所について説明があった。また、資料 No.87-3-1-2 に基づき、改定ポイントの中で規約改定前から運用を開始したいと考えている 2 点のポイント（委員会、分科会の委員構成比率の逸脱時の対応及び単記無記名投票の電子メールでの実施）について説明があった。

資料 No.87-3-1-2 の内容について、原子力規格委員会に上程するかについて決議の結果承認された。

（主なご意見・コメント）

【資料 No.87-3-1-1 について】

- ・No.17 の ISO 対応について、検討報告書の作成については担当の分科会長が専門の検討会に検討をお願いする場合もあれば、分科会委員の方に検討をお願いすることもあると思う。細則で「検討会で検討する」と規定してしまうとその手段しか取れなくなってしまうが、実態として問題はないのか。
- 実態としては、検討会に検討依頼が下りて、検討会での検討結果を分科会で審査・承認している。このため、分科会での承認のために分科会を開催する必要があったが、今回の提案は、検討会で検討結果を承認し、分科会では承認ではなく確認程度にすることで分科会での承認に係る期間の短縮ができると考え、このような提案をさせていただいた。
- ・本件は耐震設計分科会での対応がきっかけの話で、実際問題として ISO の審議に関してはその対応の順番がかなり細かく規約細則に規定されており、その通りに進めようとする時間が不足するという問題が生じる。その時は回答期限が検討依頼から 1 か月後に設定されていたが、分科会を開催するためには 1 か月前までに公表しなければならず、検討にもそれかなりのマンパワーがかかるので、かなり無理な工程で対応を依頼されているというのが根本にある。
- ・内容にもよるが、検討会での検討時間はそれなりに確保する必要がある、また検討会の検討結果に対して分科会で出された意見により更に修正することもあったことから、分科会長の了解だけでよしとするのには疑問を感じることもあるため、対応としては分科会での審議の手続きを短縮できるような改定の方が適当ではないかと思う。分科会の委員による確認はやはり必要と考えているので、その確認の行為を短期間で効率よくできる方法を考えればよいと思う。（例えば、検討会での検討とある程度並行して分科会での確認を行うなど）
- ・そもそも検討時間が短すぎるということが根本の理由なので、上流側の（ISO との）調整により時間を確保するということが対応として挙げるべきと考える。そのうえで、ある程度検討側の方でも柔軟に対応できるように分科会の確認プロセスを見直すという方向で改定案を考えてほしい。
- ・回答の期限は ISO 側で設定されているので調整は難しいと考えられるが、国内の方のデュープロセスを簡略化するのは賛成である。ISO の回答は SC6 の国内委員会の了解を取るようになるため、できれば分科会の確認はあった方がよい。
- ・軽微な案件に対してはある程度手続きを簡略化できるような規定を盛り込んだ方がよいと思う。
- ・参考情報で、原子力学会の 1 つの例として専門家集団（電気協会という検討会）で検討した結果を専門部会（電気協会という分科会）の三役の承認で完了させているものもある。他にも廃棄物関係や放射線防護のところは専門家集団の検討結果をそのまま ISO に回答していることもある。案件

や対応箇所により対応方法がまちまちであり、その例を踏まえると簡略化の余地はあると思うし、その判断はサブクラスターの考え方に依存しているということで対応の自由度はかなりある。

- ・基本的には検討会で審議した内容について、分科会で何らかの確認プロセスを取るか、三役で判断するか、対応方法を何パターンか検討いただきたい。その中でどの対応にするかの判断は分科会三役で実施、程度の規定にしてある程度対応の幅を持たせることが非常に重要だと思うので、そのような形で改定案を検討してほしい。
- ・No.10 の新規規格の趣旨説明について、規格の改定時も含むという理解でよいのか。
→趣旨説明の対象は新規に策定する規格と考えている。
- ・原子力学会で趣旨説明を行うのは全くの新しい規格の策定時であり、最初に趣旨説明を実施して了解をもらうというステップを踏んでいる。改定については毎年年度末に作成している年度の活動計画の中に各規格についての記述があるので、その中で記載してもらえればあまり問題にならないと思う。
- ・電気協会の場合、新規規格は ATENA からの依頼で策定に着手するということが多いと思っているが、趣旨説明としてそういった実際の発端についての説明は着手前に聞いて、原子力規格委員会として理解、認識をしておく必要があると考えている。
- ・資料に「趣意説明を行い委員会の承認を得る」と記載されているが、この承認の取り方についてその場での決議なのか、趣意書自体を書面投票にかけられるのか、そのプロセスにより承認を得るまでに必要な手続きや時間が異なるので明確にする必要がある。
- ・趣意書の意図は新規規格の策定に着手し進めることの合意を取るというようなニュアンスのものであり、「承認を得る」というもの（決議が必要なもの）とは異なるように思う。
- ・「承認を得る」とか「確認を取る」とかではなく、委員会で「説明する」ことでよいと思う。
- ・年度の活動計画にも記載はしてもらうが、趣旨説明は活動計画の説明とは別にしてもらうものと考えている。それに対して承認行為が必要かというところまではいらないというところと思う。
- ・No.8 のオブザーバの参加について、資料では「認めることができる」という解釈としているが、委員会の公開性を保つためにオブザーバの参加は基本「認めなくてはいけない」という精神があるように思っていたのでその解釈としてよいのか危惧している。
- ・会議進行を妨害する等の理由でオブザーバを退室させる権限はあってもいいと思うが、基本は公開性の観点から認めるべきものと考えます。
- ・前提として受け入れるという立場ではあるが、全てのケースを受け入れるということではなく、要は妨害されたような場合に退室いただくことも含めてできるということで、趣旨から考えてどう運用していくかというところと思う。
- ・No.2 の委員構成比率逸脱時の是正について、「不測の事由で急な退任の場合」に限定して半年の対応期間を認める内容になっていることが気になったが、それ以外（通常の退任）の場合はこれまで通り適切に対応できるのでこの規定案で問題ないということで理解した。
- ・No.11 は編集上の修正にかかる内容の決議の方法によらず、単に成案のタイミングを明確にしたものと理解した。

【資料 No.87-3-1-2 について】

- ・特にコメントはなかった。

○資料 No.87-3-1-2 の内容について特に異論はなかったので、原子力規格委員会に上程することについてタスク規約第 9 条(決議)に基づき挙手による決議を行い、結果、出席委員の 5 分の 4 以上の賛成で承認された。

2) 委員倫理の充実に向けた取組について（議論）

事務局より、資料 No.87-3-2 シリーズに基づき、委員倫理の充実に向けた取り組みの具体的な内容とテキストの改定箇所について説明があった。

取り組み内容の変更にあたっては、その前段で活動の基本方針の改定が必要なことから毎年実施している活動の基本方針の改定要否確認を次回（12 月度）のタスクで実施し、改定が必要な箇所があった場合倫理項目の規定と合わせて改定を行えるよう進めることとした。取り組み（運用

方法、テキスト)の変更内容については今回いただいたコメントを反映し、次回タスクで活動の基本方針の改定と委員倫理の向けた取組内容の2つを決議できるよう準備することとした。

(主なご意見・コメント)

【資料 No.87-3-2-1 について】

- ・活動の基本方針 3. 活動の心得 のⅡ. に「公衆に危害を与えないように努める」とあるが、公衆安全についてはⅠ. に記載されている(含まれる)のでⅡ. にも記載されていることに違和感がある。当該の記載はなくてもよいと思う。
 - ・「公衆に危害を与えない」という文言は他の学会にはないと思うので、おそらく電気学会独特の伝統(電気事業との関連、経緯)があるように思う。「公衆に危害を与えない」というのは電気事業によってとても大事な概念であり、それでこのような記載があるように思うので確認してほしい。
 - ・「公衆に危害を与えないように努める」の意味合いがⅠ. の安全の確保とは多分違っていて、自分の専門の限界を正しく認識しない、あるいは適切に能力を発揮しないと、公衆に危害を与える、与えることにつながってしまう可能性があるということで、そうならないように自分の専門家としての能力を正しく発揮しましょうということだと思うので、この記載はⅡ. にあってよいと思う。
 - ・ただ、能力を適切に発揮することによって、公衆に危害を与えない、という表現はちょっと変なので、能力の限界を正しく認識することと、適切に発揮することと、危害を与えないことの3つを並列に並べた方が誤解を生まなくてよいと考えている。
 - ・この活動の基本方針は電気協会全体ではなく原子力規格委員会のものなので、原子力規格委員会の倫理の文言としては(公衆に危害を与えないというのは)どうかとも思う。電気協会全体であればこの記載があるのはわからなくもないが。
- 単に原子力の安全ではなく、原子力を使って社会にというところまで含めて規格を考えてほしいという、そういう意図が入っていると考え。
- ・確認書(仮)の一番下の「教訓となる事例紹介」について、書くスペースが狭いことに加え、単に「教訓となる事例紹介」とだけ記載するだけでは、ここに何か書こうという意欲が湧かないように感じるので、この部分にもう少し何か書いてもらえるような、書いてほしい内容が理解できるような誘導が必要と考える。その点を工夫して追加してほしい。

【資料 No.87-3-2-2 について】

- ・P11 の3ポツの利益相反について、「立場的に利益相反が生じる場合においては、その点にとらわれることなく」という文面になっているが、利益相反の意味から考えると、それにとらわれることなくというよりは、利益相反が生じる場合においては、技術者としての信念に基づく技術的な観点で妥当性を判断することを優先させる、とした方が妥当と考えるので、修正した方がよいと思う。

(4) 報告事項

1) 第10回原子力規格委員会シンポジウムの進捗状況について

事務局より、資料 No.87-4-1 に基づき、第10回原子力規格委員会シンポジウムの計画としてテーマ選定にかかる検討内容について報告があった。

シンポジウムのフレームは9月で確定させたいと考えているため、テーマをAIとして準備を進めていくことについて、9月29日の第95回原子力規格委員会で報告することとした。

(主なご意見・コメント)

- ・シンポジウムのテーマを「原子力とAI」とした場合、従前のシンポジウムと比較すると規格との関連性が少し弱いと感じる点が懸念ではあるが、一方で非常にタイムリーな話題であると思う。
- ・パネルディスカッションのタイトルで原子力規格というのを出してもいいように考える。原案では「原子力とAI」というタイトルにしているが、これを例えば「原子力規格とAI」というタイトルでもいいと思う。それが難しいというのは出町先生のご指摘通りとは思いますが、だからこそということも言える。原子力学会で実施しているようなシンポジウムと差別化を図るということもある。
- ・規制庁にAIについての講演をお願いした場合、おそらくAIの悪用防止などどちらかというと規制寄りの内容になるイメージを持っており、どのくらい活用に向けた内容を話してもらえるか不明である。規制庁には規制庁の立場で話してもらえればよいと思うが、その話が最初に来ると全

体として広がりにくくなる可能性があるので、規制庁には順番としては後の方で話をしてもらう方がよいと考えている。

- ・電気協会側で話さないといけないことは、原子力の世界で AI はどんどん入ってきているという事実があり、どのようなことに AI が使われているのか、ということであり、これを紹介するフェーズがまず必要と考えている。
- ・耐震設計分科会長の藤田先生が新しく安全社会基盤研究センターを立ち上げられて、8 月末にシンポジウムを開催している。そこで AI を扱っている深澤先生が、AI と最適化について高速炉を中心にその免震技術や制振技術において AI を使用していることを紹介していたので、電気協会の中でも分科会の人に、AI をテーマにしたシンポジウムを計画しているので、それぞれの分野で AI をどのようなことに活用しているか情報収集してもらい、まずこの原子力の世界でこんなことで AI が使われているということを教えること、みんなで知るということが大事なことでと考えている。こういう状態で使われるようになっていくことから、規格を策定する側としてどのようなことをすべきなのかとか、規制側ではどのような対応を考えなければいけないのかみたいな議論になるものとする。
- ・各分科会の幹事から AI がどのように入ってきているのかを情報収集して、オールオーバーにどのような入り込み方をしているのかを知りたいし、皆さん興味があることのように思う。
- ・研究の分野ではかなり入ってくるし、おそらく設計の分野でももう実質のところに入ってきていると思うので、そういったところを調査して、それをパネルディスカッションの前に出して例えばそれに基づいてディスカッションをしていくということも可能と思うし、そういうものがあつた方が議論もしやすいと思う。
- ・前段がなくそのままやってしまうと、結局空中戦になって終わってしまうだけになってしまうので、やるのであればやはり少し規格に絡めて論点を絞ってやった方が絶対いいと思うので、それはいいアイデアと思う。

2) 技術評価対応状況報告 (JEAC4201 追補版/JEAC4206 追補版及び JEAC4601)

事務局より、資料 No.87-4-2-1 及び資料 No.87-4-2-2 に基づき、原子炉構造材の監視試験方法等に関する規格の技術評価及び原子力発電所耐震設計技術規程 (JEAC4601) の技術評価の対応状況について報告があつた。

(主なご意見・コメント)

特になし。

3) 2025 年度第 2 四半期各分科会活動報告

各分科会幹事より、資料 No.87-4-3 に基づき、2025 年度第 2 四半期各分科会活動について報告があつた。

(主なご意見・コメント)

- ・耐震設計分科会の JEAC4601 の技術評価対応について、かなり本質的なところでの見解の不一致があるように聞こえたが、それを解消できる余地というのは見えてきている状況なのか。
- 見えてはいないが、原則論として弾性設計との発言もある一方で、これまでの規制基準に基づく審査で認められてきたレベルの話を保ずしも否定されているわけではない発言もある。ただ発言として出てくるときには、原則論がちょっと表に出てきているという感じを受けている。
- ・解釈によっては、現実的な設計が成立しないようなことを言われているような捉え方もできる。
- ・電気協会としては、いろいろな知見、情報を集めて、今の規制に囚われることなくより安全が実現できる方法を規制庁に提案していると考えており、そのことが認められないのであれば協会の活動が否定されていることになるのでそこは否定する必要があるが、規制庁の技術評価の対応スタンスは、基準規則は法律でありその内容、考え方に基づいて規格の技術評価を行う、基準規則と異なる内容について否定するものではないが、その妥当性の評価は技術評価とは別の場で行うものである、というもので現状受け入れられていない。

4) その他

以下の2点について事務局より報告があった。

- JEAC4111 実務コース講習会について

9月1日より10月31日までオンデマンド開催を今年も実施している。昨年同様ウェビナーによるライブ配信は10月6日に予定、9月1日現在で123名の申込を頂いている。

コメントは特になし。

- NUSC ホームページの改訂について

品証規格 JEAC4111-2021 に対する原子力規制庁から示された課題に対する考え方 報告書
「原子力規制庁から示された課題に対する考え方」のTOPページ掲載箇所変更について、事務局提案に対して特にコメントはなかった。

以 上